

苫小牧市女性就労支援事業
委託業務仕様書

平成26年6月

苫小牧市

1 業務名

苫小牧市女性就労支援事業委託業務

[地域人づくり事業（雇用拡大プロセス）]

2 目的

自動車関連産業をはじめとする製造業において、女性の活躍が期待されているが、女性労働者の中には出産を機に退職し再就職が困難であったり、製造業の現場で働くことに抵抗がある場合も多く、雇用のミスマッチが生じている。

本業務は、受託者が新たに雇用する女性の未就労者等（以下「女性未就労者」という。）を対象に、企業実習と講義等の研修を組み合わせた人材育成を実施するとともに、キャリアカウンセリング等により女性未就労者の実習先企業等への就職に結びつけることにより、企業への支援及び雇用のミスマッチを解消することを目的とする。

※本事業における女性未就労者とは、苫小牧市において現在求職中となっている者とする。

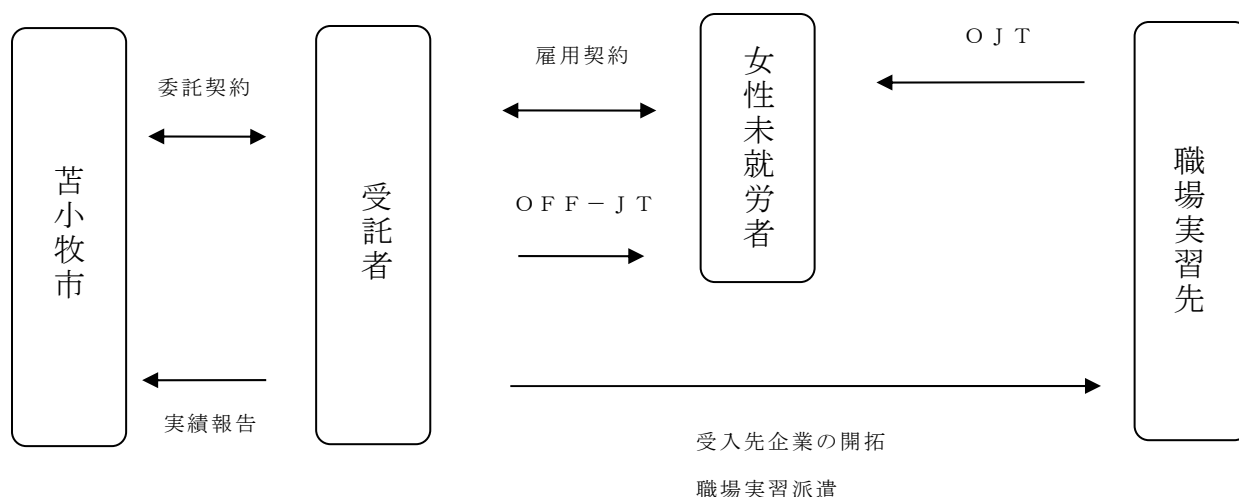
3 業務期間

契約の締結日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

4 委託内容

- (1) 苫小牧市は、本企画提案における選定先と提案内容に基づく業務（以下「本委託業務」という）の委託契約を締結する。
- (2) 受託者は、女性未就労者を 10 名以上新規雇用する。
- (3) 受託者は、女性未就労者に対し、就職に必要な知識及び技能を習得させるため、研修受入先企業等への派遣による O J T（職場実習）及び O F F - J T（講義等）による研修を実施する。O J T は概ね 4 か月以上、O F F - J T は概ね 1 ヶ月以上実施すること。
- (4) 受託者は、女性未就労者の賃金の支給及び労務管理を適正に行う。

<事業スキーム図>



5 研修場所

原則苫小牧市内とする。

6 女性未就労者の雇用について

(1) 対象者

苫小牧市内に居住する者で、現在求職中の女性。

(2) 勤務条件等

- ・雇用期間 契約期間内で5ヶ月以上とする。ただし、業務の途中において自社及び研修先等にて早期就職が決定した場合は、この限りとしない。
- ・賃金支給額 地域の賃金水準を考慮し、妥当な水準とすること。
- ・交通費 支給（受託者の労務規定による）
- ・社会保険等 社会保険及び労働保険等に加入すること。
- ・その他 労働基準法を遵守すること。

(3) 求人について

本委託業務における求人については、原則としてハローワークへ提出すること。

7 事業費の取扱について

事業費は、人件費、研修費及びその他経費とする。

(1) 「人件費」

新規雇用者の賃金、通勤手当等の諸手当、社会保険料（雇用保険料、労災保険料等に係る事業主負担分を含む。）

(2) 「研修費」

ア 新規雇用者のOFF-JT（講義等）、OJT（職場実習）の実施に直接係る経費

イ 研修機関でのOFF-JTの場合

研修期間の入学金、講座受講料、教材費、研修機関までの交通費等

ウ 受託者自ら行うOFF-JTの場合

外部講師謝金、旅費、教科書代や教材費、研修に必要な資材に係る費用等。受託者が行う研修費には、研修に直接従事した既存従業員の人件費を含むことができる。

(3) 「その他経費」

消耗品、その他事業を実施するために必要と認められる経費

8 委託業務に係る留意事項

(1) 提案事業に係る上限は、19,878,000円（消費税込）とする。なお、事業費は予算総額の範囲内で調整することがある。

(2) 新規雇用者に係る人件費は総委託経費の2分の1以上を確保すること。

(3) 受託者は、新規雇用者と賃金、労働条件その他法令等を遵守した雇用契約書を取り交し、毎月勤務実績に応じて所定の賃金を支払う。

(4) 受託者は、個々の企業に対して労働者派遣等を行う場合には、利益を得てはならない。

- (5) 本委託業務は、北海道緊急雇用創出事業臨時特例基金における地域人づくり事業を活用して実施するものであり、緊急雇用創出推進事業補助金交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。また、業務終了後は速やかに実績報告書及び苫小牧市が求める資料を提出しなければならない。